第十二条の四（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を第二十五条の二とする。
第十二条の三の三を第二十五条とする。
第十二条の三の二中「第九十九条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。
（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金との割合を定める際に勘案する事情）
第二十四条　法第百条第四項に規定する政令で定める事情は、地方公務員等共済組合法第七十七条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。
第十二条の三第一項及び第二項中「第九十九条第三項第一号」を「第九十九条第四項第一号」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改め、同項第二号中「組合の長期組合員の標準報酬の月額」を「組合の厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の標準報酬月額」に、「長期組合員の標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準賞与額」に改め、同条を第十二条の三とする。
第十二条の二第三項中「長期給付」を「退職等年金給付」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十二条の二とする。
第十二条第一項中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「法第九十九条第四項」に、「第五十一条及び第五十二条」を「第五十条及び第五十一条」に改め、同条第二項中「長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」を「退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付」に、「（同条第四項」を「（法第九十九条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「適用する同条第四項」を「適用する同条第五項」に、「長期給付事務に要する費用」を「退職等年金給付事務に要する費用」に、「含み、同条第二項第三号に掲げるものを除く」を「含む」に、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び長期給付事務に要する費用」を「基準利率の状況及びその見通し並びに退職等年金給付事務に要する費用」に改め、同項第一号中「、障害の状態となつた者及び」を「及び公務以外の理由により」に改め、「組合員期間別及び」を削り、同項第二号中「年金である給付」を「退職等年金給付」に、「年金の」を「退職等年金給付の」に改め、同項第三号中「組合員期間別及び」を削り、「標準期末手当等の額」の下に「（法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「（以下この項において「掛金率」という。）」を削り、「、長期給付」を「、退職等年金給付」に、「掛金率を段階的に引き上げることによつて、前項の規定により算定した費用の額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第三項の規定により算定した同項に規定する長期給付に要する費用の額の合計額と、当該事業年度以後における掛金及び負担金の額、法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第九十九条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の」を「国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3　国の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第九十九条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、財務大臣が定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、連合会が退職等年金給付積立金の運用収益の予測を勘案して財務大臣が定めるところにより合理的に定めた率とする。
第十二条を第二十二条とする。
第十一条の十第一項中「退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額（終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は公務障害年金の額」に改め、同項第一号中「百分の五十」を「百分の百（公務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同項第二号中「（昭和二十八年法律第百八十二号）及び「当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた」を削り、「百分の五十」を「百分の百（公務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同項第三号中「月数が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数」を「日数（当該日数が三百六十五日を超える場合にあつては、三百六十五日）」に、「百分の二十五」を「百分の五十（公務障害年金にあつては、百分の二十五）」に改め、同項第四号中「当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた」を削り、「百分の五十」を「百分の百（公務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同条第二項を次のように改める。
2　公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第九十七条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。
第十一条の十第三項中「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項の規定、法第八十七条第一項若しくは第四項」を「第八十一条第一項の規定、法第八十七条」に、「退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額」を「退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金」に改め、同条第四項中「退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金」を「退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金」に、「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは施行法第十条第二項（施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第二項（施行法第二十七条において準用する場合を含む。）又は第四十八条第一項（施行法第四十九条又は第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第八十七条第一項若しくは第四項」を「第八十一条第一項の規定、法第八十七条」に、「退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額」を「退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金」に改め、同条第五項中「月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数」を「日数は、法第九十九条第六項に規定する専従職員である組合員については、その専従職員であつた期間の月数又は日数を控除した月数又は日数」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「長期給付」を「退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金」に改め、第三章中同条を第二十一条の二とする。
第十一条の九の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第十二条の四第二項」を「第二十五条の二第二項」に、「未納掛金」を「未納掛金等」に、「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同項第一号中「未納掛金」を「未納掛金等」に、「掛金の額」を「掛金等（法第百条第一項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）の額」に改め、同条を第二十一条とする。